

学校感染症（学校において予防すべき感染症）及び出席停止期間の基準

※赤字部分は学校保健安全法施行規則の一部改正(平成24年4月施行)による

＜第1種＞・・・感染症予防法により一類感染症・二類感染症に分類されている危険度の高い感染症

感染症名	出席停止期間
エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱	発症から、治癒するまで
痘そう 南米出血熱	
ペスト マールブルグ病	
ラッサ熱 急性灰白髄炎（ポリオ） ジフテリア	
重症急性呼吸器症候群（病体がSARS（サーズ）コロナウイルスであるものに限る。）及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザウイルスAウイルスであって、その血清亜型がH5N1であるもの（=鳥インフルエンザH5N1）に限る。	

＜第2種＞・・・主に飛沫感染するもので学校において流行を広げる可能性が高い感染症

感染症名	出席停止期間
麻疹	発症から、解熱した後3日を経過するまで
風しん	発症から、発疹が消失するまで
水痘	発症から、すべての発疹が痂皮化するまで
百日咳	発症から、特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症から、耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
咽頭結膜熱	発症から、主要症状が消退した後2日を経過するまで
インフルエンザ （鳥インフルエンザH5N1を除く）	発症から、5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで

＜第3種＞・・・学校において流行を広げる可能性がある感染症

感染症名	出席停止期間
腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 コレラ 細菌性赤痢 腸チフス パラチフス ※その他の感染症	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで

※その他の感染症について

学校で流行が起こった場合にその流行を防ぐため、必要があれば学校長が学校医の意見を聞き、第3種の感染症として措置をとることができる疾患です。出席停止の指示をするかどうかは、感染症の種類や地域、学校における感染症の発生・流行の態様などを考慮の上、判断します。以下は、条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる感染症の例です。

- マイコプラズマ肺炎 ●感染性胃腸炎 ●ヘルパンギーナ ●手足口病 ●伝染性紅斑
- 伝染性膿痂疹（とびひ） ●溶連菌感染症 ●ウイルス性肝炎